

「令和8年度国民健康・栄養調査オンラインシステムの構築・運用・保守一式」仕様書(案)意見招請結果に対する回答

整理番号	該当箇所	記載内容	意見・質問等	修正(追記)案	理由	回答
1	仕様書	11.2資料閲覧について (6)事業者が閲覧できる資料一覧 (P. 30)	閲覧に供する資料の例として「現行システム(食事しらべ)」に関する設計書」とのみ記載されており、資料の具体的範囲が明示されていない。	(6)事業者が閲覧できる資料一覧に以下の追記をご検討ください。 「閲覧に供する資料には、現行システム(食事しらべ)の基本設計書、テーブル定義書、外部インターフェース仕様書及びプログラム規模に関する情報(プログラミング言語別の概算ステップ数、テーブル数、画面数の一覧)は入札公告時に公表する。」	現行システムの規模・構造に関する基本情報は、移行・刷新工数の見積り精度を左右する根拠情報である。閲覧可能な資料の範囲が事前に明らかでない場合、現行システムの開発に関与した事業者とそれ以外の新規事業者との間に情報格差が生じ、後者は移行リスクを含む見積りなり見積価格の上振れを招くおそれがある。資料範囲の事前公表と規模情報の提供は、応札希望者間の見積り前提を統一でき、調達競争性・公平性と価格の適正化に資するものと考えます。	ご意見を踏まえ、調達仕様書に追記します。
2	仕様書	4. 5. 3設計・開発 (3)開発手法 (P. 13)	「本業務では、従来のウォーターフォールに限定せず、スパイラル／アジャイル等柔軟な対応を可能とする。本業務に適した手法を、本業務の特性を踏まえ検討すること。」とあるが、反復型開発を採用した場合の工程完了・検査の判断基準が定められていない。	(3)開発手法に以下の追記をご検討ください。 「スパイラル又はアジャイル型の開発手法を採用する場合、受託者は、設計・開発実施計画書において、反復(イテレーション)ことの完了基準、作成する成果物及び当所による確認・承認の方法をあらかじめ定義のうえ、当所の承認を得ること。」	反復型開発は仕様の段階的確定に適する一方、工程完了の判断基準が曖昧なまま進行すると、検査時点で認識齟齬や品質確認の遅延を招くおそれがある。完了基準・成果物確認方法を契約初期に明文化することは、開発手法の柔軟性を維持しつつ、発注者による品質管理の客観性と検査の確実性を担保するものであり、限られた契約期間(令和9年3月末まで)内での確実な稼働に資するものと考えます。	ご意見を踏まえ、調達仕様書に追記します。
3	要件定義書	3. 4性能に関する事項 (2)応答時間 (P. 23) 3. 3システム規模に関する事項 (P. 22)	目標レスポンスタイム(参照系3秒・更新系5秒、遵守率80%)は規定されているが、その前提となるピーク時同時アクセス数の想定値が仕様書上に明示されており、「利用者数は業務要件を踏まえて設定すること」とされている。	3. 3システム規模に関する事項(4)利用者数に以下の追記をご検討ください。 「性能目標の前提となるピーク時の想定同時接続数(通常調査年及び拡大調査年の別)は、入札説明書又は閲覧資料において提示する。受託者は当該想定値を満たすサイジングの根拠を基本設計書に記載すること。」	性能要件の前提となる負荷条件が応札者ごとの解釈に委ねられた場合、サイジングの前提が事業者間で異なり、提案内容及び見積価格の比較可能性が損なわれる。特に本システムは4年に1度の拡大調査年に利用者数が約4倍(約61,000人)へ変動する特性があり、ピーク負荷の想定値は構成・費用の双方に大きく影響する。発注者が必要前提を統一的に提示することは、公平な価格競争と過大・過小投資の防止の両面で公共の利益に資するものと考えます。	ご意見を踏まえ、要件定義書に追記します。
4	仕様書	4. 5. 3設計・開発 (テストに関する事項) (P. 13～14)	テスト仕様書の作成・テストの実施・証跡取得は規定されているが、現行「食事しらべ」と刷新後システムの計算結果の同一性を検証する方法は規定されていない。	テストに関する事項に以下の追記をご検討ください。 「受託者は、現行「食事しらべ」と本システムとの間で、同一の入力データに対して実業計算結果その他の出力が一致することを検証する互換性確認テストを実施すること。検証に用いるテストデータ及び期待値は、当所が現行システムから抽出して貸与するものを用いることとし、検証結果は総合テスト報告書に含めること。」	国民健康・栄養調査は健康増進法に基づく統計調査であり、栄養計算ロジックの継続性は調査結果の経年比較可能性、すなわち統計としての信頼性に直結する。検証用データを発注者が貸与する方式とすることで、検証の網羅性と客観性が発注者の管理下で担保され、いずれの実業計算が受託した場合でも同水準の品質保証が機能する。基盤刷新を伴う本調達において、計算結果の同一性検証を仕様上明確に義務付けることは、調査の公的信頼性の維持に不可欠と考えます。	ご意見を踏まえ、調達仕様書に追記します。
5	要件定義書	3. 1ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 (3)アクセシビリティ要件 表12 (P. 18～19)	JIS X 8341-3:2016 適合レベルAA準拠を目標とする旨が規定されているが、準拠状況の確認方法・納品物上の証跡は規定されていない。	表12アクセシビリティ要件に以下の追記をご検討ください。 「受託者は、JIS X 8341-3:2016 の適合レベルAAの達成基準ごとの対応状況を一覧化した試験結果報告書を作成し、納品物に含めること。試験の表記は情報通信アクセシビリティ協議会Webアクセシビリティ基盤委員会[WebコンテンツのJIS X 8341-3:2016対応度表記ガイドライン]に従うこと。」	本システムの利用者には高齢者を含む広範な国民が含まれ、仕様書自身が「広く(国民に利用され公益性の高い情報システム)」と位置付けている。準拠を「目標とする」のみで確認方法が定められていない場合、達成水準が事業者の自己申告に依存し、後時に客観的検証ができないおそれがある。達成基準単位の試験結果を納品物とするとは、既に仕様書が引用する公的ガイドラインの表記方法に沿った最小限の追加であり、国民の情報アクセス機会の平等という調達の前提を検証可能な形で担保するものと考えます。	ご意見を踏まえ、要件定義書に追記します。
6	要件定義書	2. 1機能に関する事項 表7項番6ログイン機能の追加 (P. 7～8)	QRコードによるログイン、初回パスワード変更必須、試行5回ログアウト等の挙動は規定されているが、認証方式の技術標準への準拠は規定されていない。	表7項番6の説明欄に以下の追記をご検討ください。 「ID管理・認証機能は、標準仕様に準拠した実装ある方式を採用すること。また、当所勤務員等の管理者権限を有する利用者の認証には、多要素認証を適用可能な設計とすること。」	認証基盤は本調達で新設され、令和9年度以降にオンライン化される身体状況調査・生活習慣調査の各機能からも共通利用される中核機能である。特定事業者の独自方式で実装された場合、将来の機能追加・システム連携・事業者交代の際に認証基盤の作り直しが必要となり、追加費用・セキュリティリスクの両面で公共の不利益が生じる。広く採用されている標準仕様への準拠を要件化することは、6年ロードマップ全体の拡張性と、次期以降の調達における競争性の確保に資するものと考えます。また、管理者権限への多要素認証は政府機関等のセキュリティ対策の標準的水準であり、国民の健康情報を扱う本システムにおいては、妥当な要件と考えます。	ご意見を踏まえ、要件定義書に追記します。
7	要件定義書	2. 1機能に関する事項表7項番10～13(食品・食品重量展開機能等のプラットフォーム新設) (P. 8)	「学習により実用化を目指したプラットフォームを新設する」とあるが、学習の過程で蓄積されるデータ及び学習済みモデルの権利帰属・引渡しは規定されていない。	表7項番10～13に関連して、7. 成果物に関する事項に以下の追記をご検討ください。 「表7項番10から13のプラットフォームにおいて蓄積される学習用データ、アプリケーションデータ及び学習済みモデルに係る権利は当所に帰属するものとし、受託者は契約終了時に、これらを第三者が再利用可能な標準的形式により当所に引き渡すこと。引渡し形式の詳細は設計工程で当所と協議の上定めること。」	本プラットフォームは「学習により実用化を目指す」ものであり、調査の実施を通じて蓄積される学習データそのものが、精度向上の源泉となる公共の研究資産である。権利帰属が不明確なまま受託者側にデータ・モデルが滞留した場合、令和9年度以降の調達において現受託者以外の事業者が事実上参入できなくなる。いわゆるベンダー・ロックインが発生し、調達の競争性が長期にわたり損なわれるおそれがある。デジタル庁「政府情報システム」におけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」が掲げるロックイン回避の考え方とも整合する規定であり、国民の調査協力により得られるデータの公共性に照らして必要な明確化と考えます。	ご意見を踏まえ、要件定義書に追記します。
8	要件定義書	2. 1機能に関する事項 表7項番9食事写真のアップロード機能の新設」(P. 8)	食事写真撮影を朝・昼・夕食間際にアップロードする機能の新設が規定されているが、調査対象者の通信環境が不安定な場合の取扱いが規定されていない。	(確認)調査対象者がスマートフォンで食事写真を撮影する際、通信圏外又は通信が不安定な環境にある場合を考慮し、端末内に一時保存した写真を通信圏外後にまとめてアップロードする方式(オフライン撮影・後送方式)を許可する仕様と理解してよい。また、許可される場合は、その旨を表7項番8の説明欄への明記をご検討ください。	国民健康・栄養調査の対象世帯は全国の調査地区から無作為抽出されており、通信環境が必ずしも安定しない地域や、高齢者世帯等で常時接続環境を持たない対象者も含まれる。撮影時点の通信状態がアップロードの可否を左右する性質であった場合、調査者の負担増と写真登録率の低下を招き、本機能新設の目的である協力率・データ品質の向上を損なうおそれがある。仕様上の許可範囲を明確化いただくことは、応札者間の提案前提の統一にも資するものと考えます。	ご意見を踏まえ、要件定義書に追記します。
9	要件定義書	3. 2システム方式に関する事項 (5)その他(クラウドネイティブ構成) (P. 21)	クラウドネイティブ構成・マネージドサービスの最大活用は規定されているが、クラウド環境の構成情報を成果物としてどのように管理・納品するかは規定されていない。	⑤その他に以下の追記をご検討ください。 「クラウド環境の構成は、構成管理コード(Infrastructure as Code)により定義することを原則とし、当該構成管理コード及びこれに対応する構成図を成果物に含めること。構成変更を行った場合は、構成管理コードを最新の状態に保つこと。」	クラウド環境の構成が手作業の積み重ねでのみ管理された場合、障害復旧時の環境再現、検証環境と本番環境の一致性確認、及び将来の事業者交代時の引継ぎが困難となり、システムの継続性に重大な支障を来すおそれがある。構成管理コードによる環境定義は、政府情報システムにおいて推奨される実装であり、環境の再現性・変更履歴の透明性・引継ぎ可能性を担保する。本調達で6年ロードマップの基盤を構築するものであることと鑑み、構成情報を発注者が検証可能な成果物として確保しておくことは、長期的な運用の安定と次期以降の調達の競争性確保に資するものと考えます。	ご意見を踏まえ、調達仕様書および要件定義書に追記します。
10	要件定義書	2. 1機能に関する事項表7項番14(登録データ作成機能) (P. 8～9) 3. 情報システムに求める要件	CSV・テキスト形式での固定書式出力は項番14に規定されているが、令和9年度以降にオンライン化される他調査機能との連携方式は規定されていない。	3. 情報システムに求める要件に以下の追記をご検討ください。 「本システムの設計に当たっては、令和9年度以降に構築が想定される身体状況調査・生活習慣調査・実業採取状況調査の各機能との連携を見据え、主要な機能及びデータはAPI等の標準的なインターフェースを通じて利用可能となるような拡張性を考慮した設計とすること。」	本調達は令和8年度から13年度に及ぶオンライン化計画の第1フェーズであり、本年度に構築される共通機能・データ基盤の設計が、後続年度各調査機能の構築費用と品質を規定する。連携方式への考慮を欠いた密閉型の設計が行われた場合、後続調達のたびに本システム側の改修費用が発生し、また本システムの受託者以外には連携開発が困難となることで、後続調達の競争性が損なわれるおそれがある。設計上の拡張性考慮を本年度仕様上明記することは、計画全体の総費用の抑制と各年度調達の公平性確保に資するものと考えます。	ご意見を踏まえ、要件定義書に追記します。

「令和8年度国民健康・栄養調査オンラインシステムの構築・運用・保守一式」仕様書(案)意見招請結果に対する回答

整理番号	該当箇所		記載内容	意見・質問等	修正(追記)案	理由	回答
11	仕様書	8. 1受託者の要件 (応札者の要件) (P. 28)		応札者の実績要件として、Webアプリケーション構築実績、データベース機能を有する情報システムの設計・開発実績、官公庁等公的機関の情報システム設計・開発実績(いずれも過去3年以内)が規定されているが、クラウドサービスを利用した構築実績は要件化されていない。	8. 1受託者の要件に以下の追記をご検討ください。 「応札者は、パブリッククラウドサービス(IaaS又はPaaS)を利用した情報システムの設計・構築を行った実績を過去3年以内に有すること。」	本調達はクラウドネイティブ構成マネージドサービスの最大活用サーバレス原則を仕様の中核に据えており、求められる技術的性質は従来型のオンプレミス開発と大きく異なる。一方、現行の応札要件にはクラウドに関する実績が含まれておらず、仕様が求める技術水準と応札資格との間に乖離がある。クラウド構築実績を要件に加えることは、仕様の実現可能性を入札参加段階で担保し、受託後の構築品質リスク・再調達リスクを低減するものであり、Webアプリケーション構築実績等の要件と同等の合理性ある追加要件と考えます。	ご意見を踏まえ、調達仕様書に追記します。
12	要件定義書 仕様書	2. 2画面に関する事項 (4)画面設計ポリシー/UXデザイン (P. 12) 5. 作業の体制及び方法		「適切なユーザー調査によって利用者の要件を把握すること」とUXデザインの実施は規定されているが、これを担う要員の要件は規定されていない。	5. 作業の体制及び方法(実施体制)に以下の追記をご検討ください。 「業務従事予定者には、一般消費者向けWebサービス又はスマートフォンアプリケーションのUI/UXデザインに関する実務経験を有する者を含め、実施体制図にその経歴を明記すること。」	本システムの利用者の中心は、ITの専門知識を持たない一般国民であり、仕様書も調査対象者について「高齢者が多く(ITリテラシーが低い)」前提を明記している。栄養摂取状況調査の回収率(53. 8%)の改善という調達目的に照らせば、対象者が迷わず操作を完了できる画面設計の品質は、システムの機能要件と同等以上に調達成果を左右する認識です。UXデザインの実施を求める仕様に對して、それを遂行できる要員を体制図上で確認可能とすることは、要件と体制の整合を確認でき、調査協力率の向上という事業目的に資するものと考えます。	ご意見を踏まえ、調達仕様書に追記します。
13	要件定義書 仕様書	3.15 引継ぎに関する事項 7・成果物に関する事項 (P. 27～29)		技術研修・引継ぎへの対応は表5項番等で言及されているが、次期受託者への引継ぎを想定した文書・データの整備水準は具体的に規定されていない。	7. 成果物に関する事項に以下の追記をご検討ください。 「受託者は、本システムの運用・保守に必要な手順書、構成情報、運用実績データ及び既知の課題一覧を、受託者以外の事業者が業務を継続できる水準で文書化し、成果物として納品すること。契約終了時には、当所又は当所が指定する事業者に対し、合理的な範囲で引継ぎに協力すること。」	本調達の契約期間は令和9年3月末までであり、令和9年度以降の運用・保守は改めて調達されることが見込まれる。 引継ぎ可能性が成果物の水準として担保されていない場合、現受託者のみが運用ノウハウを保持する状態が固定化し、次期調達において実質的な競争が成立しなくなるおそれがある。引継ぎを前提とした文書化水準の明記は、受託者に過度な負担を課するものではなく、単年度契約と複数年ロードマップが併存する本調達の構造に照らして、調達の継続性と競争性を両立させるために必要な規定と考えます。	ご意見を踏まえ、調達仕様書および要件定義書に追記します。
14	要件定義書	3.8中立性に関する事項 (1)オープンな標準的技術又は製品の採用 ア データの可搬性の担保		移行データに関する文字コード等は以下に従うこと。取り扱う日本語文字集合の範囲:JIS X 0213 文字コード:ISO/IEC 10646 文字の符号化形式:UTF-8	「JIS X 0213」の必須要件について、要件を緩和いただくことは可能でしょうか。例えば、「SaaS等のクラウドサービスを利用する機能領域においては、JIS X 0208(第1・第2水準漢字)までを動作保証範囲とし、外字等については標準漢字での代替運用を許容する」といった条件付きでの緩和をご検討いただけないでしょうか。	本調達の目的である「運用・保守コストの削減」の実現に向けて、IaaS、PaaS、SaaSを適材適所で組み合わせたハイブリッドな構成も検討の余地があると考えております。 しかしながら、多くの重要なSaaSサービスでは、日本語の公式動作保証範囲を「JIS X 0208」までとしております。本要件がシステム全体に必須適用となった場合、これら有益なSaaSサービスの活用が困難となり、結果としてコスト増につながる懸念があるため、要件緩和の可否を確認させていただきます。	ご意見を踏まえ、要件定義書に追記します。
15	要件定義書	3.9継続性に関する事項 (1)継続性に係る目標値 イ 業務停止を伴う障害発生時		目標復旧時間(RTO):1営業日以内。ただし、調査期間中は、2時間以内 目標復旧時点(PRO):停止前の最新バックアップ状態へ復旧(ただし、アーカイブログを取得しているデータは障害発生時点への復旧を可能とする。)	「[調査期間中は2時間以内]とはシステムが完全に復旧する時間(RTO)ではなく、『障害発生からベンダーが一回答へ調査を開始するまでの目標時間(初動対応目標時間)』という認識でよろしいでしょうか？ またRPOの要件をデジタル庁が推奨するクラウドサービスの標準仕様に基づする形へ要件の緩和を検討いただけないでしょうか。	要件の明確化とクラウドサービスの選定のため。	「[調査期間中は2時間以内]とは目標復旧時間(RTO)です。原案どおりのままとします。
16	要件定義書	3.9継続性に関する事項 (2)継続性に係る対策 イ データバックアップ		データの隔地保管 「3-2-1 ルール」(2012年にUS-CERT(米国のコンピュータ緊急対応チーム)が提唱)に示されている「データはコピーして3つ保有(プライマリ1つ、バックアップ2つ)、2種類の異なる記録媒体に保管、コピーのうち1つは遠隔地に保存」という方針を十分に理解した上で、データのバックアップについて万全を期した対応を行うこと、クラウドサービスのスナップショットレプリカだけではこの要件に十分対応できないので、バックアップとして永久増分と重複排除を積極的に活用し、ISMAP管理基準が求める暗号化を行った上で、別リージョンのオフサイトに隔地保管すること。	データバックアップにおける「別リージョンのオフサイトへの隔地保管」という必須要件について、マルチリージョンを必須要件とするのではなく、マルチプライマリリテリオン(AZ)の活用も提案も可としてはいかがでしょうか。	別リージョン保管の必須化は高額な有償オプションや独自構築によるコスト高騰を招く懸念があります。主要クラウドのマルチAZは、各拠点がインフラの、地理的に独立した安全な距離に配置されているため、標準機能でありながら大規模災害時にも高いデータ保全性と保守性を発揮し、コスト削減に向けて、マルチAZの提案も受け付けてよいと考えます。	マルチリージョンは、必須要件と考えます。
17	要件定義書	3.17運用に関する事項(9)主な運用作業一覧「12ヘルプデスク用務」3システム方式に関する事項(1)システム方式についての全体方針		ヘルプデスク業務(問合せ管理、FAQ・ナレッジ連携、問題発生状況の分析等)について、どのような管理方法を想定していますでしょうか。 また人件費等のコスト削減に向けて、SaaSやAIの活用についても想定されておりますでしょうか。		本システムは国民の皆さまが利用することから、様々なITリテラシーの国民からの相談が多くなると想定しております。 問合せをExcel等の手作業で管理するのではなく、実績のあるSaaS製品等を活用することで問合せをリアルタイムに一元管理するだけでなくAIの活用によりユーザーの自己解決率の向上や、大幅な業務効率化とランニングコストの抑制につながると考えます。	SaaSやAIを活用いただいても構いません。 より良い方法をご提案いただけますと幸いです。
18	総合評価基準書及び 技術提案書等作成要領	評価基準・採点表 評価項目「2-1パブリッククラウド環境提案の妥当性、独創性」		評価項目「2-1パブリッククラウド環境提案の妥当性、独創性」について、IaaS等のインフラ基盤を個別に設計・構築する提案に限らず、SaaS/PaaS等の「マネージドサービス」を最大限活用した構成(インフラ構築作業の多くをプラットフォーム側にお任せする構成)の提案であっても、要件を満たすものとして同等に評価対象となる(不適合や減点対象とならない)ことを確認・明記していただけないでしょうか。			SaaSでの提案でも認められますが、開発内容としてはSaaSが難しい可能性もございます。詳細は資料閲覧にて、ご確認いただけますと幸いです。 評価項目については、原案のとおりとします。
19	仕様書	1.6 作業スケジュール 図3 本調達の想定スケジュール P.6		「運用」のスケジュールが12月からとなっておりますが、正式なサービス開始の前(に)どのような運用(具体的には使用用途)を想定されているでしょうか。		正確な仕様・要件を確認するため。	システム開発に当たって使用(試験運用)する可能性があることを見込んでおります。
20	仕様書	2.1 表3 本調達の対象範囲 P.6		分類・調査票 調達項目:栄養摂取状況調査オンライン化設計・開発・テスト 調達時期:令和11年度以降	栄養摂取状況調査のオンライン化とは、現在調査対象者が記載している栄養摂取状況調査票をオンライン上で入力可能なシステムを構築することを指す認識です。その場合、令和11年度以前(オンライン化以前)の調査では、現行通り調査対象者が調査票に手書きで記入する形式が継続する認識でよろしいでしょうか。	正確な仕様・要件を確認するため。	オンライン化(時期は未確定)以前は、対象者が紙の調査票に手書きで記入する形式が継続します。

「令和8年度国民健康・栄養調査オンラインシステムの構築・運用・保守一式」仕様書(案)意見招請結果に対する回答

整理番号	該当箇所		記載内容	意見・質問等	修正(追記)案	理由	回答
21	仕様書	表5成果物一覧 No.18 脆弱性検査結果報告書 P.17		成果物である「脆弱性検査結果報告書」につきまして、今回のシステムはインターネット上に公開されることから、アプリケーションおよびクラウド環境の双方について脆弱性診断が必要と考えておりますが、こちらの理解で問題ないでしょうか。 また、第三者による診断が必要と認識しておりますが、あわせてご確認いただけますでしょうか。		正確な調達範囲を確認するため。	ご認識のとおりです。
22	仕様書	8.1.受託者要件 P.27		業務を安定して推進するためには、サービス品質を継続的に確保し、変更管理を含めたサービスマネジメント体制を確保していることが求められることから、ISO20000の認定を受けた組織であることを受託者の要件としていただきたい。		安定的な運用保守の実現のため。	原案どおりのままとします。
23	仕様書	8.1.受託者要件 P.27		本業務には官公庁における統計調査関連業務の理解が必要と考えます。そのため官公庁における統計調査関連システムの開発実績があり、運用保守実績が5年以上あることを要件としていただきたい。		安定的なシステム開発の実現のため。	原案どおりのままとします。
24	仕様書	11.2 (6) 事業者が閲覧できる資料一覧 P.30	閲覧に供する資料の例を次に示す。ただし、先行する案件は閲覧期間中も契約期間内であり、閲覧可能とする資料についても受注時点では変更されている可能性がある。 ・現行システム(食事しらべ)に関する設計書等 ・令和7年度に厚生労働省が実施した「国民健康・栄養調査オンラインシステム調達仕様書」案件作成支援業務に関する資料 ・国民健康・栄養調査に関する各種資料	現行システム(食事しらべ)に関する設計書等に操作マニュアルは含まれるでしょうか。 含まれていない場合、閲覧資料に追加いただけないでしょうか。		仕様を正しく理解するため	国民健康・栄養調査に関する各種資料に含まれます。
25	要件定義書	1.3.業務実施の時期・期間 (3)ヘルプデスク業務 P.4	ヘルプデスクは、各年8月頃～翌年2月頃の調査準備、調査実施、集計等の期間において、電話、メール等で業務時間中(概ね9時～18時の時間中)に対応する。	ヘルプデスク業務は次期システム開始後となるR9～R13年度を想定したものと見受けられます。ヘルプデスク業務の役割は、R8年度の構築・運用保守業務には不要な記述と考えます。		契約期間の関係上、業務の要件を満たせないため。	当該システムとして必要な内容を記載しており、ヘルプデスク業務として発生するのは、運用開始後を想定しています。
26	要件定義書	2.1.(3) 表7「食事しらべ」の主な変更点及び追加・新設する機能 P.8	・項番10 食事写真・音声入力情報による食品、食品重量展開機能 ・項番11 入力を支援する機能の新設 ・項番12 曖昧性を含んだ重量入力の重量化を支援する機能の新設 ・項番13 入力エラーを指摘するエラー感知システム新設	表7「食事しらべ」の主な変更点及び追加・新設する機能 項番10～13の機能について、利用を想定するユーザーを記載いただけないでしょうか。		正確な仕様・要件を確認するため。	ご意見を踏まえ、要件定義書に追記します。
27	要件定義書	2.1.(3) 表7「食事しらべ」の主な変更点及び追加・新設する機能 P.8	・項番10 食事写真・音声入力情報による食品、食品重量展開機能 ・項番11 入力を支援する機能の新設 ・項番12 曖昧性を含んだ重量入力の重量化を支援する機能の新設 ・項番13 入力エラーを指摘するエラー感知システム新設	項番10～13の食品・重量展開APIプラットフォームおよびエラー感知システムについて、「学習により実用化を目指す」とある場合のR8年度における最低限の動作要件を明確にしていただけませんか。		正確な調達範囲を確認するため。	オンライン化のロードマップ(想定)をお示しているところですが、今後のオンライン化を見据えて、今年度目指すべき範囲についてもご提案いただけますようお願いいたします。
28	要件定義書	2.1.(3) クラウドサービスの選定、利用に関する要件 P.20	セキュリティ確保のため、本システムで用いるクラウドサービスは、原則として ISMAP クラウドサービスリストまたは ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスを選定すること。なお、例外的に ISMAP クラウドサービスリスト、または ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されていないクラウドサービスを選定する場合は、受託者の責任において、当該クラウドサービスが ISMAP 管理基準の管理策基準における統制目標(3桁の番号で表現される項目)及び末尾にBが付された詳細管理策(4桁の番号で表現される項目)と同等以上のセキュリティ水準を確保しているものを選定すること。	ISMAP登録要件の緩和、または代替基準の適用を検討いただきたく意見をいたします。 本業務で期待されている「食事写真の自動解析」や「音声入力」等の機能を提供する専門的なAPIサービスは、その多くがスタートアップや特定分野の専門ベンダーによって提供されており、現時点でISMAP登録に至っているものは極めて少数です。本要件を厳格に適用した場合、利用可能な技術が大幅に制限され、利便性向上や調査精度の向上という本事業の目的達成が難しくなる恐れがあります。 また、ISMAP未登録のサービスに対し、受託者の責任で「ISMAP管理基準と同等以上の水準」を個別に証明・担保することは、詳細な監査権限が必要となり、現実的ではありません。 このため、システムの基盤となるインフラ(IaaS/PaaS)についてはISMAP登録を必須としつつ、その他クラウドサービスについては一定のセキュリティ水準を満たすことを要件とするのはいかがでしょうか。		ISMAP登録サービスのみに限定すると、機能要件を満たすサービスの選定が困難となり、工期短縮や品質確保が難しくなるおそれがあるため。	国の統計調査であるため、要件の緩和は出来かねます。
29	要件定義書	3.9.継続性に関する事項 P.27	停止前の最新バックアップ状態へ復旧(ただし、アーカイブログを取得しているデータは障害発生時点への復旧を可能とする。)	必要リソースを見積もるため、バックアップ頻度・バックアップの保管期間について明記をお願いします。 (例) ・バックアップ頻度 バックアップの取得間隔は、原則日次とする。 ・バックアップ保管期間 30日分のデータをバックアップとして保持すること。		適正な費用見積のため。	ご意見を踏まえ、要件定義書に追記します。

「令和8年度国民健康・栄養調査オンラインシステムの構築・運用・保守一式」仕様書(案)意見招請結果に対する回答

整理番号	該当箇所		記載内容	意見・質問等	修正(追記)案	理由	回答
30	要件定義書	3.11. 情報システム稼働環境に関する事項 図7 本書環境の構成図(想定) P.29		図中央に「VPC(職員認証)」があります。この記載はどのような要件に対して想定されたリソースかを明記していただけないでしょうか。 職員様のみ認証でアクセスできる範囲という意味でしょうか。それとも職員様の認証基盤を想定されていますでしょうか。		適正な構成検討のため。	職員のみ認証でアクセスできる範囲を想定しています。
31	要件定義書	3.15 引継ぎに関する事項 P.36	本システムの運用は、別途調達する本システムの運用・保守事業者が実施する予定である。	引継ぎ作業は本工事の対象期間内で実施する認識ですが、仕様書(案)P6表4「関連する調達案件の一覧」で示される、R9年度の運用・保守業者と契約期間が重複しますか。 契約期間を重なりあうものにするか、引継ぎ方法について見直しが必要と考えます。		契約期間の関係上、記載の要件を満たせないため。	No.13のとおりです。
32	要件定義書	3.17.(3)ア 運用・保守期間 P.40	稼働後のシステムライフサイクル期間中の運用・保守を行うこと。	稼働後のシステムライフサイクル期間中の運用・保守と記載がありますが、本業務の契約期間は令和9年3月31日までとなっております。当該期間までの運用・保守が該当する認識でよろしいでしょうか。		適正な費用見積のため。	ご認識のとおりです。
33	要件定義書	3.2 システム方式に関する事項(1) 表13 システム方式についての全体方針 P.56		項番1 クラウドアーキテクチャ Webアプリケーションは利用者の端末に追加的なソフトウェアのインストール等を行うことなく、一般に利用されている Web ブラウザで処理を行うものとする。	調査対象者が利用するスマホアプリは、iOS/Android等のストアからダウンロードする「ネイティブアプリ」は想定されていない認識でよろしいでしょうか。 左記に準じる場合、「インストール不要のWebアプリケーション(スマートフォンブラウザでの利用)」が想定されます。	正確な仕様・要件を確認するため。	当該システムの実現に向け、ネイティブアプリをご提案いただいても差支えございません。
34	総合評価基準書及び 技術提案書等作成要領	評価基準・採点表 5-1 プレゼンテーション	プレゼンテーションにあたっては、「プロジェクト責任者」又は「プロジェクト副責任者」、「業務管理責任者」、「業務実施担当者」が参加の上で実施する事とし、以下の観点で評価を行う。	プレゼンテーションで利用する資料は、提案書とは別に用意する必要がある認識ですが、認識齟齬はないでしょうか。		資料の準備範囲を確認するため。	プレゼンテーションのやり方に指定はございません。技術提案書を用いてご説明いただいても、別途資料をご用意いただいても差支えございません。
35	要件定義書	1.4 業務・情報システムの概要		対象者(国民)がオンラインで入力する場合、Webフロントサービスを検討範囲としたい		クラウドサービスによっては、アプリを利用する場合アカウントが必要となるケースがある	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。
36	要件定義書	1.4 業務・情報システムの概要		調査対象の数とデータ保存期間の仕様書記載が必要		データ件数的には問題ない(クラウドデータストア)が、保存期間によって課金量が変わるため要確認	要件定義書をご確認ください。
37	要件定義書	1.4 業務・情報システムの概要		回答集中時の同時アクセスおよびピーク負荷に関する考慮の記載が必要		短時間の大量アクセスによりレスポンス低下の可能性があるため	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。
38	要件定義書	2.1 機能に関する事項		ローコード開発基盤による構築を検討しておりますが、写真や音声情報から食品名や重量を測定するにはローコード開発基盤単体では難しいため、仕様の緩和が必要		外部サービスとの連携が必要になるため	原案どおりのままとします。
39	要件定義書	2.1 機能に関する事項		AIでの情報取得の精度や条件についての記載が必要		画像・音声から食品重量を推定するのは高度なAI技術が必要となるため、条件等によって大きく左右される。	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。
40	要件定義書	2.1 機能に関する事項		入力機能と分析機能を分離したシステム設計が必要		Webフロントサービスは入力に特化しているが、AI等の分析処理は別の仕組みが必要となってくるため、外部AIサービスと組み合わせることが前提となる	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。
41	要件定義書	2.1 機能に関する事項		QRコードが漏洩したときの懸念		QRコードにユーザーIDを入れているため、不正アクセスに繋がる。URLパラメータにユーザーIDを追加するのと同様	原案どおりのままとします。セキュリティ確保の方法も踏まえたご提案をお願いします。
42	要件定義書	2.1 機能に関する事項		QRコード読み取りが前提のログインへの懸念		利用者層によっては操作が困難な恐れがある	原案どおりのままとします。
43	要件定義書	2.1 機能に関する事項		食品検索のデータ量やレスポンスの要件の定義が必要		データ量によって、ローコード開発基盤でのレスポンス時間が大きく変わってくる。	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。
44	要件定義書	2.1 機能に関する事項		マスターへの項目追加や変更には制約が出てくる		マスターへの項目変更が頻出する場合、アプリやフローへの影響が大きくなってくる(変更が必要になってくる可能性がある)	原案どおりのままとします。
45	要件定義書	2.1 機能に関する事項		複数バージョンを保持した検索や集計処理はローコード開発基盤へのパフォーマンスに影響が出る可能性がある		過去のデータを含めた大量データだとクラウドデータストアのクエリ検索に制約が出てくる。	原案どおりのままとします。
46	要件定義書	2.1 機能に関する事項		影響分析や整合性チェックはローコード開発基盤よりも外部AIサービスの外部処理のほうが適している		差分比較等はバッチ処理のほうが適している	原案どおりのままとします。
47	要件定義書	2.1 機能に関する事項		全体的に履歴管理や影響分析など高度なデータ管理を前提としている		ローコード開発基盤での標準機能を超えている可能性があるため、別途分析基盤を用意の検討をする必要があると思われる	原案どおりのままとします。
48	要件定義書	2.2 画面に関する事項		スマホでの写真撮影は連続撮影できない等の制限が出てくる		スマホでもWebフロントサービスから撮影はできるがWebブラウザベースになる	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。
49	要件定義書	2.2 画面に関する事項		写真のサイズを制限するか		スマホ写真はサイズが大きすぎる可能性がある。大容量になるのであれば外部ストレージサービスも候補にある	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。
50	要件定義書	2.2 画面に関する事項		料理写真・音声情報からの検索はローコード開発基盤だけでは難しい		音声入力はWebフロントサービスの標準機能にはない可能性もあり、外部APIやJSを利用する必要がある	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。
51	要件定義書	2.2 画面に関する事項		JS無効になる場合、フォーム機能等がほぼ使えなくなる可能性がある		Webフロントサービスはデータ連携やフォーム等JSを前提としている処理が多い。JS無効環境ではトップ画面や説明画面など限定された部分のみの表示となる	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。
52	要件定義書	2.2 画面に関する事項		ブラウザの戻るボタン等による二重登録防止はバックエンド側での対策も必要		操作制御はJSに依存する可能性がある。また通信遅延等により複数リクエストが走る可能性があるため、バックエンド側でも排他制御等が必要	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。
53	要件定義書	2.3 帳票に関する事項		PDF帳票にグラフや色分け、説明文等が含まれているがローコード開発基盤では難しいため難易度が上がる		ローコード開発基盤はあくまでテンプレートベースの帳票のため、リッチなレイアウトや動的な画面には制限がある。	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。
54	要件定義書	2.3 帳票に関する事項		食事しるべ入力結果CSVで画像情報も含むとあるがどのような想定か		GSVIに画像は入らないため、どのような形で帳票出力するか	説明欄に記載のとおりです。

「令和8年度国民健康・栄養調査オンラインシステムの構築・運用・保守一式」仕様書(案)意見招請結果に対する回答

整理番号	該当箇所		記載内容	意見・質問等	修正(追記)案	理由	回答
55	要件定義書	2.3 帳票に関する事項		CSVやExcel等指定のフォーマットのため、フォーマット次第では難易度が変わる	Excel等のフォーマット指定が不明瞭	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
56	要件定義書	3.1 非機能要件定義		アクセシビリティの適用範囲が明確ではないため、実装・検証に負荷がかかる可能性がある	Webフロントサービスの標準コンポーネントで問題ないか、JS等カスタマイズする場合アクセシビリティを満たしているかの確認が必要になる可能性がある	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
57	要件定義書	3.1 非機能要件定義		レスポンス対応はPagesで可能だが、複雑な入力画面は設計次第	Webベースのため、既存のアプリと同等の操作性は担保できない可能性がある。またUXの質を求められる場合、カスタマイズが必要となり工数がかかる。	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
58	要件定義書	3.1 非機能要件定義		情報の優先度に合わせて表示は可能だが、複雑な条件分岐の場合実装不可が高くなる	複雑な条件だとLiquidとJSの併用が必要となる可能性があるため	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
59	要件定義書	3.1 非機能要件定義		マニュアルなしで操作可能とのことだが、高齢者の場合難しい可能性がある	食事入力等、ITリテラシーが低い利用者の場合どうしても難しい点を考慮する必要がある	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
60	要件定義書	3.1 非機能要件定義		エラー制御の対象範囲を明確にする必要がある	通信状況等も影響するため、サーバー側とクライアント側の責任分担を明確にする必要がある	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
61	要件定義書	3.1 非機能要件定義		ネット環境が悪い場所での使用を考慮とのことだが、Webフロントサービスはオンライン前提のため難しい	オフライン対応は標準では制約があり、ローコード開発基盤単体では対応が難しい	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
62	要件定義書	3.1 非機能要件定義		UI/UXデザイナーを体制に入れるとのことだが、役割分担が不明瞭	UX設計責任がベンダー側にある場合、追加工数が発生する可能性がある。	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
63	要件定義書	4.15 成果物の作成		成果物が過剰になる可能性(設計書やソースコード一式等)	ローコード開発基盤の場合、他の開発と違ってプログラム単位の構成が異なるため、成果物の粒度に関しては整理が必要。	原案どおりのままとします。	
64	要件定義書	4.16 情報資産管理標準シートの提出等		開発における情報の定義の整理が必要。ライブラリやバージョン管理等も同様	IDEやローコード開発基盤の場合特殊になるため、確認は必要。開発形態が異なることに注意。	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
65	要件定義書	4.16 情報資産管理標準シートの提出等		スマホアプリはないため、前提が異なる。	Webフロントサービスで実現する場合、スマホアプリは存在しないケースが多いため、顧客のイメージと異なる可能性がある。	原案どおりのままとします。	
66	要件定義書	3.2 システム方式に関する事項		パッケージソフトはNGとのことだがクラウドのマネージドサービスを利用することに問題ないかを確認	近年のクラウドシステムはサービスであることがほとんどであるため方針とずれる可能性がある	差し支えございません。	
67	要件定義書	3.2 システム方式に関する事項		リアルタイム中でバッチ処理は基本NGとのことだが、適用範囲を確認したい	データ処理や集計処理などは非同期若しくはバッチ処理の場合が一般的と思われる	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
68	要件定義書	3.3 システム規模に関する事項		ダッシュボードでの可視化の実装範囲を明確にする	監視システムを設計するとすると、開発と運用両方で重くなる	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
69	要件定義書	3.4 性能に関する事項		性能目標に前提条件がない	同時利用者数やピーク時等の条件により求められる条件が変わってくる	要件定義書をご確認ください。	
70	要件定義書	6.7 情報セキュリティの管理体制について		Webフロントサービスを利用する場合、アクセス制御についての具体的な記述が必要になる	Webフロントサービスではテーブル単位、レコード単位等ユーザー単位ごとのデータ制御が必要となるため、不適切な設定を防ぐ必要がある	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
71	要件定義書	6.7 情報セキュリティの管理体制について		外部ユーザーに対する認証方式を整理する	Webフロントサービスは認証方式によって設計が変わってくる。	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
72	要件定義書	6.7 情報セキュリティの管理体制について		ローコード開発基盤におけるログの取得範囲についての記述が別途必要	それぞれの監査ログでの取得範囲の具体化が必要となる	原案どおりのままとします。	
73	要件定義書	6.7 情報セキュリティの管理体制について		ローコード開発基盤はSaaSになるのでその点の責任範囲を記述する	ローコード開発基盤の利用者と提供側の管理範囲を明確にする	原案どおりのままとします。	
74	要件定義書	3.6 拡張性に関する事項		機能追加を容易にすることとのことだが、前提条件や評価基準が曖昧	設計の妥当性が判断できない	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
75	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項		3つの環境を用意することは問題ないが、管理工数や運用コストを考慮する必要がある	環境数に応じて管理工数や運用するための負荷が増える可能性がある。また利用ルールを定める必要がある	原案どおりのままとします。	
76	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項		本番環境の構成図が想定で示されているが、構成の見直しが許容できるかを確認する	構成が固定されている場合、選択できる技術が制限されてしまう	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
77	要件定義書	3.13 テストに関する事項		テスト計画書や仕様書について作成粒度や範囲をクラウドサービスに応じて整理したい	クラウドサービスの場合、ドキュメントやテスト等が軽量化されていることが多く、フルで実施すると工数が大幅にかかってしまう可能性がある	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
78	要件定義書	3.13 テストに関する事項		テスト自動化に関する適用範囲を整理したい	テスト自動化が適さない領域がある	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	
79	要件定義書	3.16 教育に関する事項		教育資料について、対象者毎に用意とのことだが内容の重複や管理方法を整理する	作成や更新に伴う工数が増加する可能性がある	原案どおりのままとします。	
80	要件定義書	3.17 運用に関する事項		バッチ適用範囲等、スクラッチ前提になっている部分もあるため整理する	クラウドサービス側で適応されるケースがある	要件定義書の内容を踏まえ、ご提案ください。	